

令和8年度さぬき市健康福祉部子育て支援課会計年度任用職員募集要項

さぬき市役所健康福祉部子育て支援課において、母子・父子自立支援員を募集します。

1 募集する職種及び募集人員

職種	主な業務内容	募集人員
母子・父子自立支援員	母子及び父子並びに寡婦福祉に関する専門的な相談助言及びこれに付随する事務等（パソコン操作あり）	1名

2 必要な資格その他要件等

●母子・父子自立支援員として必要な学識経験や関心、熱意のある者で、次のいずれかの資格・免許を有すること

社会福祉士、精神保健福祉士、児童福祉司、臨床心理士、保健師
助産師、看護師、保育士、教員

●運転免許（自動車A T限定可）

※「必要な資格又はその他の要件等」欄に記載されている資格等については、原則とし令和8年3月31日までに取得見込みであっても申込みができます。ただし、令和8年3月31日までにその資格等を取得できなかつたときは、採用される資格を取り消すものとします。

3 任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日（勤務実績に基づく能力実証により、再度の任用の有無を決定します。）

4 勤務場所

さぬき市役所子育て支援課

住所：さぬき市寒川町石田東甲935番地1（さぬき市寒川庁舎）

電話：0879-26-9905

5 勤務条件

- (1) 勤務日 月曜日～金曜日（祝日及び12月29日～1月3日を除く）
- (2) 勤務時間 8時30分～17時00分（休憩時間12：00～13：00）
- (3) 報酬（月額）228,677円～
- (4) 費用弁償 自動車等の場合は使用距離区分、または、交通機関利用の場合は運賃等相当額のいずれかを支給します。（ただし、上限額あり）

（5）社会保険

共済（短期）、厚生年金保険、雇用保険及び公務災害保険に加入します。
(対象者は以下を参照)

【共済（短期）】

次のいずれかの該当する者

ア 繼続して2か月以上の任用が予定されている75歳未満の者で、1週間の勤務時間及び1月の勤務日数が正規職員の4分の3以上の者

イ 繼続して2か月以上の任用が予定されている75歳未満の者で、1週間の勤務時間又は1月の勤務日数が正規職員の4分の3未満である者のうち、次の要件の全てを満たすもの

- ① 1週間の勤務時間が20時間以上
- ② 1月あたりの報酬の額が88,000円以上

※賞与、時間外勤務手当、通勤手当等は参入されない

- ③ 学生でないこと

【厚生年金保険】

上記の資格要件を満たす者で70歳未満の者

【介護保険】

上記の資格要件を満たす者で40歳以上65歳未満の者

【雇用保険】

継続して31日以上の任用が予定されている者で1週間の勤務時間が20時間以上の者

- (6) 年次休暇 規定に基づき付与します。
- (7) その他 期末勤勉手当の支給があります。
※在職期間に応じて支給します。

6 応募方法

- (1) 提出書類 ① 「臨時職員新規採用申込書兼履歴書」
※「臨時職員新規採用申込書兼履歴書」は、子育て支援課の窓口で受け取っていただくか、市ホームページからダウンロードし、A3サイズに拡大したものを使用して提出してください。
② 必要な資格を有することを証する書面の写し

- (2) 提出方法 子育て支援課へ御持参ください。郵送の場合は「簡易書留」で令和8年2月3日（火）までに子育て支援課に必着。
- (3) 募集期間 令和8年1月23日（金）から令和8年2月3日（火）まで
- (4) 受付時間 募集期間中の平日午前8時30分から午後5時まで

7 選考方法及び合否通知

提出書類及び面接による選考を行います。

- (1) 面接日 令和8年2月10日（火）
- (2) 面接時間 別途お知らせします。
- (3) 面接場所 さぬき市役所寒川庁舎 会議室
- (4) 合否通知 後日通知します。

8 申し込むことができない人

次のいずれかに該当する人は、申し込むことができません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) さぬき市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した人

9 申込先

〒769-2395

さぬき市寒川町石田東甲935番地1

さぬき市役所寒川庁舎 2階 子育て支援課

10 お問合せ先電話番号

子育て支援課 0879-26-9905